

No.272

 \triangleleft

平成23年4月20日

◎組合からのお知らせ

- 。行事報告
- ・組合員の異動等
- 。お知らせ (義援金募集等)

◎主な行事予定

- 全国農薬協同組合
- 全国農薬業厚生年金基金

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について
- ・東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物の流出事故等に係る対応 について(通知)
- ・東北地方太平洋沖地震に伴い発生した原子力発電所被害に関する放射能分野の 基礎知識
- 食品安全委員会からのお知らせ(原発事故関連)

◎全農薬ひろば

シャガ (アイリスジャポ二カ)



全国農薬協同組合

〒 101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル 電話 **03-3254-4171** Fax.**03-3256-0980** http://www.znouyaku.or.jp E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. (社)緑の安全推進協会 平成22年度第2回運営委員会

- · 日時: 平成22年3月17日(木) 13:30~15:30
- ・場所:(社)緑の安全推進協会 会議室
- 議題:
 - (1) 平成22年度第2回理事会及び第19回総会付議事項について
 - (2) その他
- · 出席者: 堀江専務理事

2. (社)緑の安全推進協会 平成22年度第2回理事会及び第19回通常総会

- · 日時: 平成22年3月25日(金) 14:00~15:30
- ・場所:南青山会館 本館2階(3・4号会議室)
- 議案:
 - (1) 平成22年度事業の経過及び収支の概算報告の件
 - (2) 会員の入会及び退会の可否に関する件
 - (3) 平成23年度事業計画及び収支予算承認の件
 - (4) 役員報酬に関する件
 - (5) 各委員会等委員の交替及び選任の件他
 - · 出席者: 事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問)

3. (財) 残留農薬研究所 第48回評議員会、第89回理事会

- ・日時:平成23年3月29日(火)
 - (1) 第48回評議員会 11:00~12:45
 - (2) 第89回理事会 13:30~14:45
- ・場所: 法曹会館 2階 高砂の間
- 議事:
- (1)評議員会
- 1) 平成23年度事業計画及び収支予算に関する件
- 2) 平成23年度借入金の借入最高限度額決定に関する件
- 3) 役員の報酬に関する件
- 4) 理事の一部改選に関する件

(全農薬関係では松木理事の退任が承認され青木理事の就任が承認されました)

- 5) 寄付行為の改正に関する件
- 6) その他
- (2) 理事会
 - 1) 平成23年度事業計画及び収支予算に関する件
- 2) 平成23年度借入金の借入最高限度額決定に関する件
- 3)役員の報酬に関する件
- 4) 評議員の一部改選に関する件
- 5) 寄付行為の改正に関する件

- 6) その他
 - ・出席者:羽隅監事、堀江専務理事

4. 第3回平成23年東日本大震災に関する説明会

· 日時: 平成23年4月13日(水) 15:00~16:00

・場所:三会堂ビル9F石垣記念ホール

- •議題:
- (1) 夏期の電力需給対策関係
- (2) 被災地への支援関係
- (3) 卸市場の状況と卸・小売りの当面の課題
- (4) 東日本大震災の経済的影響
- (5) 東京電力福島県原子力発電所の事故関係
- (6) 被災地応援キャンペーン
- (7) 農林水産物・食品の輸出関係
- (8) 原子力損害賠償関係
- (9) 被災地における廃棄物処理関係
- (10) 今般の震災に係る規制緩和関係
- (11) その他
- ・出席者:

宮坂技術顧問

【概要】

今回の説明会は「東日本大震災」における農水省の対応状況と現状について関係業界に説明するために設けられたもので、会議の冒頭、農林水産省の高橋総合食料局長から東日本大震災に関する農林水産省の各種対応について説明があった。3回目のため、特に東北電力、東京電力管内の今夏の電力需給対策について重点的に説明があった。現時点の対応としては以下の通り。

●大口重要家(契約電力 500KW 以上)【25%程度の抑制】

- ① 個別の需要家(事業所)は、ピーク期間・時間帯(例えば、7~9月(平日)の10時~21時)の最大使用電力を25%抑制するための具体的取組と、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等のライフスタイルの変革につながる取り組みについて計画を策定し実施。
- ② 需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、電気事業法第27条を活用。その際、事業活動の実態を勘案し、同業・異業の複数事業者が共同して需要抑制を行うことも可能とするスキームの導入を検討。

●小口需要家(契約電力 500KW 未満の事業者)【20%程度抑制】

①個別の需要家(事業所)は、ピーク期間・時間帯における最大使用電力を 20%抑制に貢献するため、 具体的目標を設定するとともに、空調・照明機器の節電、営業時間の短縮・シフト・夏期企業の設定・ 延長・分散化等をするための具体的な取り組みについて自主的な計画を策定し、公表。所管省庁は、計 画の策定、公表を促す。

②政府は目標達成のためのメニュー例(空調、照明、OA 機器等の節電)を提示するなど、これを支援するとともに、計画を策定した需要家が節電行動を分かり易く表示するよう促す。また、節電に積極的な

需要家の取り組みを一覧できるサイトを立ち上げ、その取り組みを国民に広く示す。

③所管省庁・業界団体・自治体等を通じて個別の需要家の取組を強力に進めるとともに、適切な情報 提供や巡回節電指導を行うことで、国民運動を展開。

●家庭・個人【15~20%程度抑制】

①節電に向けた機運を高め、家庭に対してもピーク期間・時間帯における最大使用電力の 15~20% 抑制を目標に、国民運動を積極的に展開。地方自治体、業界団体や学校とも幅広く連携。

なお、これは現時点での対応計画であり、状況が変わり次第内容も変わるので、新情報は「経産省のポータルサイト」を参照のこと。

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0408_electricity_supply_03_00.pdf

5. 第8回執行部協議会

· 日時: 平成23年4月14日(木) 10:30~12:00

・場所:全農薬9F会議室

·議題:

(1) 平成23年度重点課題について (各委員会の重点課題について)

- (2) 組合員の入会、賛助会員の入会について
- (3) 新規取扱商品について(なめくじ駆除剤、殺そ剤)
- (4) 東北地方太平洋沖地震義援金募集について
- (5) 地震被害(内壁)による全農薬ビル補修工事について
- (6) 全農薬オフィス(8F、9F) 改修について
- (7)支部別特別奨励について
- (8) 中間決算報告について
- (9) その他
 - ・出席者:

青木理事長、宇野副理事長、金子常務理事、松木理事相談役 事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問)

6. 各委員会

· 日時: 平成23年4月14日(木) 13:00~14:00

· 場所:全農薬9F会議室

各委員会の議題

「総務委員会」

- (1) 全農薬主催会議の進行マニュアル作成について
- (2) その他
- ・出席者:石黒委員長、大森副委員長、金井監事

「経済活動委員会」

- (1) 新規取扱検討商品について
- (2) 支部別特別奨励について

- (3) その他
- · 出席者: 池田委員長、栗原副委員長、伊藤理事

「教育安全委員会」

- (1) 第37回常任幹事会について
- (2) マスク、防除衣必着運動の推進について(支部別の目標設定)
- (3) 農薬シンポジウムについて
- (4) その他
- · 出席者:田中委員長、上田副委員長、松村理事、高津理事、宮坂技術顧問

「IT・広報委員会」

- (1) 全農薬受発注システム利用組合員拡大策について
- (2) 全農薬受発注システム利用メーカー拡大策について
- (3) 今後のシステム改善課題について
- (4) その他
- · 出席者:北濱委員長、山本副委員長、橋爪理事、金子(邦) 監事

7. 第253回理事会

·日時:平成23年4月14日(木)14:15~17:00

· 場所:全農薬9F会議室

議題:

(1) 議決事項

- 1)組合員の入会について(奈良県:株式会社澤田農園)
- 2) 賛助会員の入会について(琉球産経株式会社)
- 3) 新規取扱商品について(なめくじ駆除剤、野そ防除剤)
- 4) 東北地方太平洋沖地震義援金募集について
- 5) 地震被害(内壁)による全農薬ビル補修工事について
- 6) 全農薬オフィス(8F、9F) 改修について
- (2)協議事項
- 1) 平成23年度地区会議報告と次年度について
- 2) 執行部協議会、各委員会(検討課題)について
- 3) 全農薬受発注システムについて
- (3) 報告事項
- 1) 中間決算報告について
- 2) 支部別特別奨励(3月末中間実績)について
- 3) 各委員会活動状況、活動計画について
- (4) その他
 - ・出席者:

青木理事長、宇野副理事長、金子常務理事、松木理事相談役、他理事13名、監事3名 事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問、安孫子会計主任)

8. 第1回東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議

- · 日時: 平成23年4月18日(月) 13:30~15:00
- · 場所: 農林水産省7F講堂
 - (1) 開会
 - (2) 筒井農林水産副大臣挨拶
 - (3) 東京電力(株)による原発事故の現状及び今後の見通し、被害者救済に向けての東京電力(株) の方針及び今後の取り組み日程について。

(4) 議事

- ・東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議の設定について
- ・第1回原子力損害賠償紛争審査会の概要について
- ・原子力損害賠償請求の取りまとめに関する全国農業協同組合中央会の取り組みについて
- (5) その他
 - ・諸外国・地域の規制措置について
- (6) 意見交換
- (7) 閉会
- ・出席者

宮坂技術顧問

【概要】

農水省は 18 日、東京電力福島原子力発電所の事故に伴う農林水産業関連被害への補償について、関係者による連絡会議を開催した。この会議は、政府の経済被害対応本部や同審査会の議論や情報を共有することを目的に設立されたもので、関係 5 県と 95 団体で構成されている。

全国農薬協同組合も95団体の一員として参加している。(別紙参照)



「左の写真は会議開催に当 たり挨拶する筒井農林水産大 臣」

筒井副大臣は東京電力福島原子力発電所の事故により、農林水産業は既に損害が発生しており、原子力損害賠償紛争審査会指針の決定時期にかかわらず直ちに仮払い請求ができるし、東電はすぐにでも仮払いすべきだと指摘し、急用のため、途中退席した。

連絡会議参加団体は、東京電力(株)、農林水産省に対して出荷制限や出荷自粛、風評被害に対する補償金の仮払いを強く求めたが、出席した東京電力(株)の広瀬常務は、被害範囲や賠償額を東京電力(株)自信では決められないので「原子力損害賠償紛争審査会」の指針が決まってから誠意をも

って対応するとして、現段階での仮払いは難しいと答えた。

なお、同時に野菜の出荷停止等によって農家がこうむった損失について、将来の賠償支払いに備え、コールセンター機能を有する「被害補償窓口」を設け、被害額の申告を 4 月 28 日頃から受け付ける方針を明らかにした。これにより、賠償支払いの際の事務処理を円滑に進めることを目指すとしている。





〇対応する農林水産省の幹部

〇東京電力(株)の役員(2人と事務局1人)

文部科学省の「原子力損害補償紛争審査会」は4月15日に第1回が開催されたが、第2回は22日(金)に予定されている。また、連休前には第3回を開催する予定。



〇真剣に説明を聞く各団体の皆さん

○連絡会メンバー一覧

福島県	1	人口人士地拉口加拉口加入某人人	
	1 '	全国食肉業務用卸協同組合連合会	50
茨城県	- 2	全国畜産農業協同組合連合会	51
	3	社団法人 全国トマト工業会	52
群馬県	4	全国開拓農業協同組合連合会	53
		社団法人 全国牛乳流通改善協会	- 54
農林水産物等輸出促進全国協議会	 	全国茶生産団体連合会	55
財団法人食品産業センター		全国肉牛事業協同組合	56
製粉協会		社団法人 全国肉用牛振興基金協会	57
全国乾麺協同組合連合会	+	全国乳業協同組合連合会	58
全国穀類工業協同組合		社団法人 全国農協乳業協会	. 59
全国小麦粉卸商組合連合会		全国農業会議所	60
全国小麦粉分離加工協会		全国農業機械商業協同組合連合会	61
主国小交初万融加工		全国農薬協同組合	62
共国工民采何協问和日建日安 社団法人 全国食糧保管協会	_	全国酪農業協同組合連合会	63
			+
全国精麦工業協同組合連合会	15	771271111111111111111111111111111111111	. 64
協同組合 全国製粉協議会		栃木県農業協同組合中央会 社団法人 日本園芸農業協同組合連合	65
全国製麺協同組合連合会			66
全国米穀販売事業共済協同組合		社団法人 日本花き生産協会	67
全国パン粉工業協同組合連合会		社団法人 日本果汁協会	68
全国農業協同組合中央会		社団法人 日本果樹種苗協会	69
全国農業協同組合連合会		社団法人 日本家畜商協会	. 70
社団法人 全国ビスケット協会	+	社団法人 日本草地畜産種子協会	71
全国米菓工業組合	 	社団法人 日本軽種馬協会	72
全国麦茶工業協同組合	24	社団法人 日本種苗協会	73
全日本潰物協同組合連合会	25	社団法人 日本施設園芸協会	. 74
全日本パン協同組合連合会		社団法人 日本種鶏孵卵協会	75
日本イースト工業会	27	社団法人 日本食鳥協会	76
社団法人 日本缶詰協会	. 28	社団法人 日本食肉市場卸売協会	77
財団法人 日本穀物検定協会	29	日本食肉輸出入協会	78
社団法人 日本植物油協会	30	協同組合 日本飼料工業会	79
社団法人 日本炊飯協会	31	社団法人 日本畜産副産物協会	80
社団法人 日本即席食品工業協会	32	社団法人 日本養鶏協会	81
一般社団法人 日本発芽玄米協会	33	一般社団法人 日本養豚協会	` .82
社団法人 日本パスタ協会	34	社団法人 日本養蜂はちみつ協会	83
一般社団法人 日本パン工業会	35	日本ハム・ソーセージ工業組合	. 84
社団法人 日本フードサービス協会	36	社団法人 日本乳業協会	85
日本フラワーペースト工業会	. 37	社団法人 日本農業法人協会	86
日本米穀小売商業組合連合会	. 38	社団法人 日本卵業協会	87
日本マーガリン工業会	. 39	福島県農業協同組合中央会	88
社団法人 日本冷凍食品協会	40	福島県酪農業協同組合	89
財団法人 農業倉庫受寄物損害補償基金	+	工業組合 もやし生産者協会	90
ビーフン協会	_	農林中央金庫	91
ー		全国土地改良事業団体連合会	92
茨城県農業協同組合中央会		全国食用きのこ種菌協会	93
次级示展来顾问 <u>和日平人去</u> 茨城県酪農業協同組合連合会		社団法人 全国木材組合連合会	94
次视示品展来颁问加口 医日云 飼料輸出入協議会		日本特用林産振興会	95
		全国漁業協同組合連合会	.
好用注 市市用泉火茶山左草草下水少		1 字 平 图 每 1	Į 96
財団法人 中央果実生産出荷安定基金協会 社団法人 中央畜産会		全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会	97

組合員の動き等

1.組合員営業所移転

・組合員名:株式会社温仙堂 熊本営業所

·新住所:〒869-0604 熊本県宇城市小川町北部田29

・延番号:0964-43-6630

·FAX番号: 0964-43-0181

・所長:野崎一也

・開所日:平成23年3月22日(火)

2. 組合員住所変更

·組合員名:糟谷産業株式会社

・新住所:愛知県西尾市吉良町荻原川中33番地

(旧住所:愛知県幡豆郡吉良町大字荻原字川中33番地)

*郵便番号、電話、ファックス等の変更はありません。

3. 安全協幹事交替

【三重県】

・平成23年3月9日付け

・新幹事:三浦芳秀氏(東海物産株式会社三重支店)

前幹事:黒川敬之氏(株式会社黒川農薬商会)

4. 組合員の新規加入

【奈良県】

·組合員名:株式会社澤田農園

・代表者名:澤田 秀雄

·住所:〒632-0052 奈良県天理市柳本町1535-1

・電話:0743-66-0221

·FAX:0743-66-1385



皇居東御苑の八重桜 4月17日写(M)

○全国農薬協同組合による東日本大震災の義援金及び被災組合員への災害見舞金募集について

平成 23 年 4 月 1 9日

組合員 あて

全国農薬協同組合 理事長 青木邦夫

東日本大震災義援金募集について

拝啓 春暖の候各位には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 日頃は全国農薬協同組合(全農薬)の組合活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

3月11日に発生しました東日本大震災とそれに伴う大津波により多くの尊い命が失われたことに対し、深く哀悼の意を捧げますとともに、被災された方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

さて先般の理事会にて、義援金等支援について協議を行った結果、広く全国の組合員より義援金を募ることで一致し、ここにお願い申し上げる次第です。

東北・関東地区の組合員におかれましては、建物の倒壊や土地の液状化、商品の毀損、車両の冠水等、 多くの組合員が甚大な被害に遭われました。そんな中、被害に遭われた組合員に対し、全農薬より見舞 金を支出する事に加え、一日も早い復旧に向けて、お役立ていただけるよう義援金を募り、被災地の組 合員へ直接お届けしたいと考えております。

また被災地では、家屋を失った被災者の大勢が、今なお辛い避難生活を強いられて居られます。農業場面では、2万4千haもの農地が、津波による流失や冠水により塩害を被り、生産者にとっては大変深刻な問題となっております。被災地の一日も早い復旧、復興、並びに農業再生を強く願い、日本赤十字社を通じ被災地へお届けする義援金も併せて募りたく思います。

つきましては、別紙の義援金募集要領の通り義援金を受付けさせて頂きます。なおこの義援金は、皆様の善意に基づく任意の寄付であり、強制的にお願いするものではありませんが、多くの組合員の善意を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

義援金募集要領

- 1. 主催:全国農薬協同組合
- 2. 実施時期:4月20日(水)受付開始、5月6日(金)受付の締切と致します。 被災地の組合員への災害見舞金、日本赤十字社への義援金のお届けは5月連休明けと致しま す。
- 3. 募金要請先:全農薬組合員(東北・関東太平洋沿岸に事業所のある組合員を除く)
- 4. 「被災組合員への災害見舞金」として頂く場合
 - ① お届け先:被災組合員 東北・関東太平洋沿岸に事業所のある被害の大きな組合員(18社)
 - ② お振り込み頂く口座
 - ・みずほ銀行 日本橋支店 普通預金口座番号:1865266 口座名:全国農薬協同組合
- 5. 「日本赤十字社を通じた被災地への義援金として頂く場合」
 - ① お届け先:日本赤十字社「東北関東大震災義援金」口座
 - ② お振り込み頂く口座
 - ・三菱東京UFJ銀行 神田駅前支店 普通預金□座番号:0234266 □座名:全国農薬協同組合(義援金専用□座)
- 6. 募金額:一口1万円以上、何口でも結構です。
- 7. 災害見舞金事務局:全国農薬協同組合 (担当:堀江専務理事、安孫子会計主任)

(TEL:03-3254-4171) (FAX:03-3256-0980)

<参考>

- *「被災組合員への災害見舞金」としてお振込の場合は、一般の寄付金の取扱になります。
- *「日本赤十字社を通じた被災地への義援金」としてお振込の場合は、神田税務署から募金団体として確認を受けた後に預り証を発行致しますので損金に算入して下さい。

以上

主 な 行 事 予 定

[全国農薬協同組合]

平成23年

- 6月18日(土) 農薬シンポジウム(鳥取県米子市ふれあいの郷)
- 6月22日(水) 農薬シンポジウム(北海道札幌市「札幌コンベンションセンター」)
- 7月 2日(土) 農薬シンポジウム(鳥取県鳥取市「JA鳥取いなば会議室」)
- 7月14日(木) 農薬シンポジウム(鹿児島県鹿児島市「県民交流センター」)
- 7月21日(木) 第37回安全協常任幹事会(東京ガーデンパレス)
- 9月15日(木) 第254回理事会
- 10月25日(火) 監査会
- 11月15日(火) 第255回理事会
- 11月16日(水) 第46回総会・第34回全国集会・情報交換会(平河町:海運クラブ)
- 12月 8日(木) 第256回理事会

〇皇居東御苑のつつじと茶室(4.17)



[全国農薬業厚生年金基金]

平成23年

- 7月22日(金) 理事会
- 8月24日(水) 資産運用委員会
- 9月16日(金) 代議員会

[その他植防団体総会等]

平成23年

- 5.月24日(火) (社)緑の安全推進協会総会(南青山会館)
- 5月25日(水) (社)日本植物防疫協会総会(ホテル・ラングウッド)
- 5月26日(木) (社)農林水産航空協会総会
- 5月31日(火) (財)残留農薬研究所総会(法曹会館)

農水省等行政からのお知らせ

1.国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について

平成23年4月11日

農林水産省

国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について

農林水産省が平成 21 年度に実施した農薬の適正使用・管理を確認するための標記調査について、結果を公表します。

使用状況調査においては、調査した農家のほとんどが適正に農薬を使用していることが確認されました。 また、残留状況調査においては、分析した農産物のうち、2 検体を除いて、食品衛生法による残留基準 値を超えるものがないことが確認されました。

今回残留基準値を超過して農薬を含有していた農産物は、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはありません。

調査目的と結果

農薬の適正使用の推進、農産物の安全性の向上に関する施策の企画立案のための基礎資料を得ることを 目的として、農産物を生産している農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬 の残留状況の調査を実施しました。

(1) 農薬の使用状況

4,735 戸の農家について農薬の使用状況の調査を行いました。その結果、4,718 戸(99.6%)で農薬が適正に使用されていることが確認されました。昨年に引き続き、ほぼすべての農家で農薬が適正に使用されており、生産現場における農薬の適正使用についての意識が高いと考えられます。本来使用してはいけない農作物に農薬を使用するなど不適正な使用のあった農家に対しては、地方農政事務所等及び都道府県が農薬の適正な使用について改めて指導を行いました。

(2)農薬の残留状況

1,422 検体の農産物について残留農薬の分析を行いました。その結果、2 検体を除いて、農薬の残留濃度は食品衛生法による残留基準値を超えていませんでした。これは、ほとんどの農家が適正に農薬を使用しているとした農薬の使用状況調査結果を反映していると考えられます。

残留基準値を超えた試料は、さやいんげん 96 検体中 1 検体と、にら 99 検体中 1 検体でした。これらについては、関係都道府県に情報提供を行うとともに、上記(1)の調査内容の確認と合わせてさらに調査しました。

その結果、さやいんげんについては、さやいんげんに使用してはいけない農薬を使用した結果、この農

薬が検出されたものと考えられます。また、にらについては、使用した農薬の代謝物が残留基準値をや や超えて検出されました。このにらを生産した農家は、当該農薬を使用基準どおりに使用していました。 本来であれば、さらなる原因究明を行いたいところですが、当該農薬のにらへの使用が、昨年 10 月に 登録削除されたため、今後は、このような問題が発生することはありません。

なお、今回の調査で残留基準値を超過して農薬を含有していた農産物は、通常摂食する量を摂取しても 健康に影響を及ぼすおそれはありません。

調査結果を受けた対応

- (1) 都道府県等にこの結果を通知し、農薬の適正使用の推進のための農家等への指導に活用していただく予定です。
- (2)農林水産省では、農薬の適正使用の指導に資するため、平成22年度も調査を行っております。また、これまでの調査で得られた結果を基に調査方法や内容を検討し、平成23年度以降も本調査を継続して、結果を提供していくこととしています。



マルシェの春野菜

平成 21 年度国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果 (概要)

1 調査の目的

我が国の農産物販売農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況を把握し、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案のための基礎資料を得るとともに、調査結果に基づく所要の指導を通じて、農薬の適正使用の推進を図り、農産物の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 使用状況調査

(1)調查方法

平成 21 年度の調査は、穀類、大豆、野菜及び果実の農産物を生産している農家 4,735 戸を対象とした。それらの農家が、地方農政事務所等から配布された農薬使用状況等記入簿に農薬の使用状況を記帳し、地方農政事務所等は農産物の出荷時期に当該記入簿を回収した。この記入簿に記帳された内容をもとに、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の確認を行った。

(2) 調査結果(概況)(別表1)

調査対象とした 4,735 戸の農産物販売農家のうち、4,718 戸 (99.6 %) の農家は適正に使用していることが認められた。17 戸の農家で、以下のような 19 件 (のべ件数) の不適正な使用が認められた。

- ①不適正な使用の主な事例(複数回答あり)
 - ア 使用してはいけない作物へ誤って使用した事例(8件)
 - イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例(5件)
 - ウ 使用時期を誤って使用した事例 (2件)
 - エ 使用回数を誤って使用した事例(4件)
- ②不適正な使用が多く認められた作物 さやいんげん、トマト、きゅうり
 - (注)のベ件数:1戸の農家で2種類の不適正な使用が認められた場合、2件として計算

(参考)

		曲ない	丁 汝	示			不適正	使用のあ	った農	家のうち		
調査年度	調査農家数	農薬の 総使用回数	のな	正使用 あった		作物に		使用量		上時期に		回数で
			農	家数		した 家数		お釈倍数 用した] した 家数		lした 家数
			:		n.e.s	4 -24		家数)JQ:		<i>1</i> .4.2	***
平成 15 年	3,820	26,599	80	(2.1%)	25	(0.7%)		_	21	(0.5%)	43	(1.1%)
16	3,881	32,704	29	(0.7%)	5	(0.1%)	5	(0.1%)	9	(0.2%)	11	(0.3%)
17	4,256	39,215	18	(0.4%)	4	(0.1%)	4	(0.1%)	8	(0.2%)	4	(0.1%)
18	4,002	42,071	11	(0.3%)	3	(0.1%)	3	(0.1%)	3	(0.1%)	2	(0.0%)
19	4,741	49,291	15	(0.3%)	3	(0.1%)	4	(0.1%)	5	(0.1%)	4	(0.1%)
20	4,729	42,059	12	(0.3%)	4	(0.1%)	3	(0.1%)	5	(0.1%)	2	(0.0%)
21	4,735	43,311	17	(0.4%)	8	(0.2%)	5	(0.1%)	2	(0.0%)	4	(0.1%)

注) ①平成 18 年度以降は従来の野菜及び果実に加え、米、小麦及び大豆も調査対象としている。 ②平成 15 年度は、使用量又は希釈倍数については調査対象外。

3 農薬残留状況調査

(1)調查方法

①試料検体数

調査対象となる各農産物の出荷量等を勘案しつつ、1,422 検体(穀類及び豆類 (147 検体)、野菜及び果実 (1,275 検体))の試料を調査対象とすることとし、都道府県に割り当てした。

②試料採取方法

2の使用状況調査を実施した農家のうち、試料の提供及び残留農薬の調査実施に了解が得られた農家が生産した出荷段階の農産物を調査対象試料とし、穀類及び豆類は無作為に採取して合成縮分の上1 kg 以上となるよう、野菜及び果実は無作為に5個以上かつ合計重量が2 kg 以上となるよう採取した。

③分析方法

ア 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。 イ 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である試験法について」(平成 17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)の別添の第2章(一斉試験法)及び第3章(個別試験法)に定められた試験法及び精製溶媒に一部修正を加えた試験法を用いて分析した。

④定量限界

各農薬ごとに残留基準値の10分の1以下となるよう設定した。(別表3及び4)

⑤妥当性確認

代表的な作物と農薬の組合せで添加回収試験を実施した。回収率は 80 %~ 120 %の範囲であった。

(2)調査結果(概況) (別表3及び4)

1,422 検体の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料は、合計 1,150 検体 (の べ検体数) であった。

定量限界以上の農薬が検出された 1,150 検体の試料のうち、1,148 検体は食品衛生法に基づく 残留基準値以下であったが、さやいんげんにおいて、クロルフェナピルの残留基準値である 0.01 mg/kg を超過する試料が 1 検体 (0.02 mg/kg) 、にらにおいて、トリアジメノールの残留基準値 である 0.5 mg/kg を超過する試料が 1 検体 (0.6 mg/kg) あった。

クロルフェナピルについては、今回の検出量を含むさやいんげんを平均的な量食べた場合、当該農薬のADI(許容一日摂取量;毎日一生涯食べ続けても健康に影響がでない量)に占める割合は 15.8 %であることから、当該さやいんげんは、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはない。

- ・当該農薬の慢性影響に係る最大許容量 ADI (0.026 mg/kg 体重/日) × 53.3 kg (国民平均体重) = 1.39 mg/人/日
- ・全食品における当該農薬の推定摂取量(0.219 mg/人/日)が ADI に占める割合 0.219 mg/人/日÷ 1.39 mg/人/日× 100 = 15.8 %
- ・当該さやいんげんを平均的な量摂取した場合の当該農薬の ADI に占める割合 検出量 $(0.02 \text{ mg/kg}) \times$ 平均的な摂取量 (1.9 g/H) = 0.000038 mg/人/日 0.000038 mg/人/日 \div 1.39 mg/人/日 \times 100 = 0.0027 %
- ・超過摂取量を加えた暴露評価 15.8 % + 0.0027 % ≒ 15.8 %

ADI に対して 15.8%

トリアジメノールについては、今回の検出量を含むにらを平均的な量食べた場合、当該農薬のADIに占める割合は 28.9 %であることから、当該にらは、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはない。

- ・当該農薬の慢性影響に係る最大許容量
 - ADI(0.03 mg/kg 体重/日)×53.3 kg(国民平均体重)= 1.60 mg/人/日
- ・全食品における当該農薬の推定摂取量(0.463 mg/人/日)が ADI に占める割合 0.463 mg/人/日÷ 1.60 mg/人/日× 100=28.9 %
- ・当該にらを平均的な量摂取した場合の当該農薬のADIに占める割合 {検出量(0.6 mg/kg) -残留基準値(0.5 mg/kg)} ×平均的な摂取量(1.6 g/日) = 0.00016 mg/人/日

0.00016 mg/人/日 ÷ 1.60 mg/人/日 × 100 = 0.01 %

・超過摂取量を加えた暴露評価

28.9 % + 0.01 % = 28.9 %

ADI に対して 28.9%

この基準値が超過したさやいんげん及びにちについて、生産段階における農薬の使用状況等を調査したところ、さやいんげんについては、さやいんげんに使用してはいけないクロルフェナピルを使用した結果、クロルフェナピルが検出されたものと考えられた。また、にちについては、トリアジメホンの代謝物であるトリアジメノールが検出された。このにちを生産した農家は、トリアジメホンを含む農薬を使用基準どおりに使用していた。このような事案については、本来であれば、さらなる原因究明を行いたいところであるが、トリアジメホンを含む農薬のにらへの使用が、平成22年10月に登録削除されたため、今後は、このような問題が発生することはない。

(注)のべ検体数:1試料から2種類の農薬が検出された場合、2検体として計算

4 調査結果を受けた対応

- ① 不適正な使用が認められた農家に対して、地方農政事務所等及び都道府県が農薬の適正 使用の徹底を図るよう指導した。
- ② 今回の調査結果を都道府県に通知するとともに、農家等使用者に対して改めて農薬の適正使用の周知徹底を図るよう要請した。
- ③ 都道府県等による農家等に対する農薬の適正使用の指導等に活用するため、平成 22 年度も同様の調査を実施しており、平成 23 年度以降も農薬の使用状況及び残留状況の調査を継続する予定である。
- ④ その際、調査対象の農産物に使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとしている。なお、調査内容については、これまでの調査結果をもとに見直しを行っている。

2.東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物の流出事故等に係る対応について

事務連絡

平成23年3月31日

全国農薬協同組合御中

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室課長補佐(農薬指導班)

東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物の流出事故等に係る対応について

この度の東北地方太平洋沖地震に伴う津波等により、事業者が保管等を行っている毒物又は劇物が事業所外へ流出するなどの事態が発生しています。このため、標記の件について、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室から、別添のとおり、事務連絡が発出されていますので、これを踏まえ、適切な対応がとられるよう貴組合会員に対して周知方よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡 平成23年3月30日

都道府県 保健所設置市 特別区 薬務所管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物の 流出事故等に係る対応について

この度の東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、事業者が保管等を行って いる毒物又は劇物が事業所外へ流出するなどの事態が発生しています。

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)において、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者(以下「事業者」という。)は、その取扱いに係る毒物又は劇物等が流出等し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならないとされているところです(問法第16条の2第1項並びに同項を準用する第22条第4項及び第5項)。

ついては、津波被害のあった自治体にあっては、保健衛生上の危害を防止する観点から下記の点にご留意いただき、適切な対応をお願いします。

韶

- 1. 周辺住民等が流出している毒物又は劇物を発見した場合は、当該毒物又は劇物に触れないようにし、連やかに保健所に届け出るよう周知に努めること。
- 2. 毒物又は劇物が流出している事態等が判明した場合は、当該毒物又は劇物を所有する事業者に回収させる等、速やかな措置を講ずること。

- 3. 管内の事業者に対して、業務体制が保持されているかの確認及び当該事業者が保管等を行っている毒物又は劇物の在庫状況等に係る調査等を行うことにより、流出等の事故発生状況の把握に努め、得られた情報については、流出した毒物又は劇物の処理が適切に行われるよう、必要に応じて警察、消防機関等に提供すること。
- 4. 毒物又は劇物等が流出等し、不特定又は多数の者について保健衛生上の 危害が生ずるおそれがある事態が発生した場合は速やかに厚生労働省に報 告すること。

また、3. における調査結果等については、業務体制の保持の確認は4月7日(木)まで、毒物又は劇物の在庫状況等は4月21日(木)までに当室あてに報告すること。

3.原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関する Q&A (農林水産省)

4月13日現在

原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関する Q&A

1. 出荷制限対象となった農家に対する賠償はどうなるのか

(答)

- 1. 今般の原子力発電所の事故に伴い、野菜等の出荷制限の対象となった農家に対しては、出荷制限の実効性を担保し、消費者の食の安全を確保するためにも、適切な補償が必要と考えております。
- 2. その補償は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、一義的には事故原因者の東京電力の責任となりますが、政府としても、適切な補償が行われるよう万全を期していく考えです。
- 3. 具体的には、今回の補償の範囲については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、今後、原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定指針に基づいて判断されることとなります。

2. 出荷制限の対象外の品目に対する風評被害への賠償はどうなるのか

(答)

- 1. 今回の原子力発電所の事故によって生じる損害については、出荷停止の指示を受けた農畜産物に限らず、一般論として、事故との相当因果関係が認められるものについて、原子力損害の賠償に関する法律に基づき適切な賠償が行われることになります。
- 2. また、出荷自粛や風評被害により売上が減少した農畜産物等に関しても、このような考え方に 照らして判断されるものと考えております。

3. この賠償については、原子力損害賠償法によって、一義的には原子力事業者である東京電力が その責任を負うべきものと考えておりますが、政府としても、被害者の方々が適切な補償を受けられ るよう万全を期してまいります。

3. 農家は賠償のためにどのような準備が必要か

(答)

- 1. 今回の補償の範囲については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、今後、原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定の指針に基づいて判断されることとなります。
- 2. このような指針が明らかになるまで一定期間を要するため、現段階で、農家が前もって準備するものとして、
 - [1] 当該期間に生じた売上減少額や実損額
 - [2] 当該期間に商品が返品され、再販売できない場合の実損額
 - [3] 当該期間に販売できなかった生産物や在庫商品を廃棄した場合の処分補償額及び処分費用
 - [4] 運転資金等を借り入れざるを得ない場合の金利相当額
 - などが明らかになるような証拠書類を保管しておくことが必要です。
- 3. 具体的には、
 - [1] 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
 - [2] 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
 - [3] 出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票及び回収・処分した場合の領収書
 - [4] 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
 - [5] 納税関係書類(損益計算書等)
 - [6] 現況を示す写真
 - などを保管しておく必要があります。
- 4. 農林水産省としては、農家のこうした準備について関係団体を通じて適切な指導を行っている ところです。

4. 賠償を受けられるまでの間、資金面での農家への支援はないのか

(答)

1. 今回の福島原発の事故については、原子力損害賠償法に基づき、適切な賠償が行われることとなっており、JA グループは多数の農家を代表して東京電力に対する損害賠償をとりまとめ、請求する作業を進めているところです。

- 2. 東京電力による賠償が行われるまでの間、JA グループの独自の取組として、被災農家に対し、 無利子融資等による資金供給、生産資材などの購買品の支払期限の延長等の資金繰りの円滑化措置を 講じることとしています。
- 3. 農林水産省は、こうした JA グループの取組に積極的に助言・支援を行うとともに、こうした JA グループの取組では対象とならない農家への対策として、金融機関や資材取扱業者等に対し、資金供給や支払猶予等について配慮するよう、働きかけを行っているところです。

1~4 に関するお問い合わせは

牛産局農業環境対策課

代表:03-3502-8111(内線:4762)

ダイヤルイン:03-3502-5956

5. 放射能汚染が発生した地域において、米などの作物を作付けてもよいのか

(答)

原発事故による影響が懸念される中、農業者にとっては、水稲の田植えをはじめ営農計画を早急に立てることが差し迫った課題であると承知しています。

- 1. 現在発生している野菜の汚染は、主に空から降下する放射性物質が野菜の表面に付着することにより生じているが、今後作付けする米などの農作物については、土壌に高濃度の放射性物質が蓄積していれば、作物に吸収され汚染が発生する可能性があります。
- 2. このため、米などの農作物の作付については、放射性物質が土壌中にどの程度蓄積されている か調査し、その結果を踏まえて判断する必要があります。
- 3. 4月8日に「稲の作付けに関する考え方」を原子力災害対策本部において決定し、公表したところであり、具体的な稲の作付け制限の区域については、水田土壌の調査結果を踏まえつつ、協議の上でできるだけ早く決定する方針としています

5に関するお問い合わせは

生産局農業生産支援課

代表:03-3502-8111(内線:4824)

ダイヤルイン:03-3502-5959

消費・安全局農産安全管理課(土壌調査) 代表: 03-3502-8111(内線: 4505)

ダイヤルイン:03-3501-3767

6. 原乳が出荷制限となっているが、今後の経営方向はどのようにしていくべきか

(答)

- 1. 出荷制限により処理加工ができない生乳は、廃棄せざるを得ないことから、酪農については、 今後の営農計画を早急に立てていくことが必要であると考えています。
- 2. 一方、福島原発の事故に伴う放射性物質の降下については、現時点では、いつ終息するのかの 見込みが立っておらず、今後の営農計画の策定には一定の期間を要する状況です。
- 3. このため、福島原発の事故の状況も見極めつつ、例えば、当面の対応として、濃厚飼料の給与量の低減や急速に搾乳を中止する方法(急速乾乳)などにより生乳を廃棄する量を抑制する取組もお考えください。

6に関するお問い合わせは

生產局畜産部牛乳乳製品課

代表:03-3502-8111(内線:4933)

ダイヤルイン:03-3502-5988

7. 出荷制限となっている野菜の廃棄をどうするのか

(答)

- 1. 農林水産省から、出荷制限が行われている野菜等の廃棄の方法について、原子力関係の有識者で構成される原子力安全委員会緊急技術助言組織に確認したところ、不要な放射性物質の拡散を避ける観点から、
 - (ア)すき込み及び焼却は望ましくない
 - (イ)既に刈り取ったものは集めて保管する
 - (ウ)まだ刈り取っていないものは、すき込みをせずに、刈り取りをしてから、耕うん等の農作業を行っても差し支えない。なお、刈り取ったものは、1箇所に集めて保管する(ただし、稲の作付制限地域以外に限る) との助言を得たところです。
- 2. この助言を基に、農業現場での混乱を解消するよう、都道府県に十分な説明、指導を行ってまいります。
- 3. なお、保管しているものの処分方法については、別途、関係部局等と協議中ですので、もうしばらくお待ちください。

7に関するお問い合わせは

生産局生産流通振興課

代表:03-3502-8111(内線:4825)

ダイヤルイン:03-6744-2113

8. 出荷制限となっている原乳の廃棄をどうするのか

(答)

1. 出荷制限となっている生乳の廃棄の方法については、原子力安全委員会の緊急技術助言組織の助言を踏まえ、

[1]自己所有地(草地等)に集中的に埋設。また、埋設が困難な場合は、自己所有地などの中で、場所を特定した上でなるべく狭い範囲で散布

[2]検出されている放射能濃度が相対的に低いことから、乳業者等の貯蔵施設等、量的に散布処理が困難な場合は、廃棄物処理施設等において処分することとして下さい。

2. 他方、当面の対応として、濃厚飼料の給与量の低減や急速に搾乳を中止する方法(急速乾乳) など、生乳を廃棄する量を抑制する取組もお考え下さい。

8に関するお問い合わせは

生產局畜産部牛乳乳製品課

代表:03-3502-8111(内線:4934)

ダイヤルイン:03-6744-2129

9. 野菜の出荷制限の解除ルールはどうなっているのか

(答)

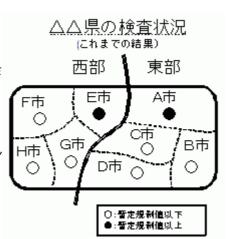
- 1. まず、県は、集荷実態(例えば農協等の集出荷施設の場所)等を踏まえ、県内を複数の区域に分けます。
- 2. その区域毎に原則として複数の市町村で 1 週間ごとに 3 回、検査をします。その際に、過去に 暫定規制値を超えた市町村は必ず検査を行い、その他の市町村は原則として同一市町村での検査はし ません。
- 3. 3回連続して暫定規制値以下となる場合に、出荷制限品目を解除することとしています。

(参考)出荷制限解除までの工程例

(ア)県を、図のように例えば東部・西部の2つのブロックに分けます。(イ)これまで、東部・西部の1つずつの市で暫定規制値を超えた農作物があると仮定します。

(ウ)これから行う3回の検査では、これまでの 検査で暫定規制値を超えた市は3回連続検査し ます。(工)他の市では、3回の検査のうち、1 回検査を行い、対象市町村を変えていきます。

(オ)以下の表のような検査結果となった場合には、県西部は出荷制限解除となります。



			東	部		西部				
		A市	В市	С市	D市	E市	F市	G市	H市	
	これまでの検査	•	0	0	0	•	0	0	0	
検査	1 🗆 🖹	0	0			0	0			
の 流	2 🗆 🖹	0		0		0		0		
れ ↓	3 🗆 🖹	•			0	0			0	
	出荷制限		継	続		解除				

○:暫定規制値以下●:暫定規制値以上

9に関するお問い合わせは

牛産局牛産流通振興課

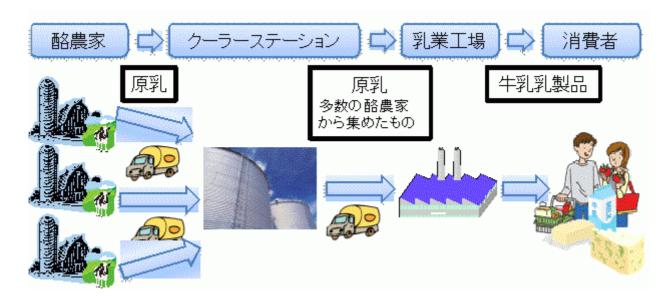
代表:03-3502-8111(内線:4825)

ダイヤルイン:03-6744-2113

10.原乳の出荷制限の解除ルールはどうなっているのか

(答)

- 1. 原乳の出荷制限の解除については、クーラーステーション(原乳の冷蔵保管施設)または乳業工場の原乳を、約1週間ごとに検査して、3回連続で放射性物質が一定水準を下回った場合に、原子力災害対策本部において、そのクーラーステーションまたは乳業工場に出荷している市町村単位で出荷制限を解除するかどうかの判断がなされます。
- 2. なお、出荷制限の解除後も、約1週間ごとに検査を実施することとしています。 (参考)原乳から乳製品ができるまで



10 に関するお問い合わせは

生産局畜産部牛乳乳製品課

代表:03-3502-8111(内線:4933)

ダイヤルイン:03-3502-5988

11. JCO 事故の際はどのように賠償が行われたのか

(答)

1. 平成 11 年 9 月 30 日に発生した(株)JCO 東海事業所の事故の際には、原子力損害の特殊性等から、当事者間の交渉が難航しました。

2. このため、国・地方公共団体が交渉を促進するために積極的に関与して、損害費目ごとに相当 因果関係の認められる範囲、損害額の算定方法等に関する「基本的な考え方」がとりまとめられました。

これを基に、具体的な賠償額は(株)JCO 東海事業所と被害者の間 で個々に合意されております。 ※いわゆる風評被害についても、判例で損害と認められているケースがあります(例:放射線汚染のない納豆について、新聞報道等により悪風評が生じ、売上が減少した場合)。

- 3. なお、その過程で、(株) JCO 東海事業所から、一定期間、一定区域の損害に限定しつつも、
 - (1) 売上高減少に伴う損害額
 - (2)返品、廃棄処分
 - (3) キャンセル
 - (4) イベントの中止
 - (5)特別支出費用(品質保証のための放射線測定検査料、風評被害払しょくのためのキャンペーン 経費等)
 - (6) いわゆる風評被害

等の賠償基準を提示した経緯があります。

- 4. また、具体的な支払は、以下のとおり行われました。
 - (ア)被害者からの請求額の2分の1を基準とする仮払いを年内の平成11年12月までに実施。
 - (イ)年明け後に賠償金の確定交渉を開始、正式な和解(示談)の取り交わし。
 - (ウ) 平成 12 年 3 月末までに、約 6,000 件の和解が成立。
- 5. 今回は、その後に改正された原子力損害の賠償に関する法律に基づき、平成23年4月11日 に設置された原子力損害賠償紛争審査会において、(株)JCO 東海事業所の事故の例にならい、原子力の損害、損害の額の算定方法等に関する指針が定められることになっています。
- 6. 今後は、この指針に沿って、具体的な賠償が行われる見込みです。

11 に関するお問い合わせは

大臣官房食料安全保障課

代表:03-3502-8111(内線:3805)

ダイヤルイン:03-6744-2376

3.東北地方太平洋沖地震に伴い発生した原子力発電所被害に関する放射能分野の基礎知識

平成 23 年 3 月 14 日

(1) 原子力発電所の事故により、周辺地域の住民が気をつけることは何ですか。

まずは、ラジオやテレビ、あるいは市町村からの情報(広報車や防災行政無線、有線放送など)から 情報を入手します。正しい情報に基づいていないものもありますので、うわさには惑わされないように します。地方自治体から、屋内待避あるいは避難の指示があった場合は、速やかに対応して下さい。 屋内待避の場合、窓やドアを全て閉め、換気扇を止めるなどして、外からの空気が入らないようにしま す。次の指示が出ることもありますので、情報には十分気をつけてください。

避難する場合は十分時間の余裕があるので落ち着いて行動します。

避難区域内の作物については、安全が確認されるまでは、摂取を控えてください。

(2) 住居から避難するときには、何に気を付けたらよいですか。

放射性物質を体内に吸い込まないために、屋外ではタオルや木綿のハンカチを折って、水でぬらして 固くしぼり、口や鼻を保護してくだい。ほとんどの放射性物質の吸い込みを防護することができます。 帽子をかぶるなど、できるだけ肌を出さないようにしてください。

(3) 大気中の放射性物質は、人にどのような影響がありますか。被ばくした量との関係についても、教えてください。

大気中の放射性物質は、地表面や建物などに沈着して、環境中にとどまることがあります。この場合、 放射性物質の沈着した飲料水や農作物を摂取することにより、放射性物質を体内に取り込む場合があり ます。

また、大気中の放射性物質は、直接吸入することもありますので、外出するときには、直接吸入しないように口や鼻を保護してください。放射線に被ばくすると健康に影響を及ぼすことがありますが、その影響の有無と種類は被ばくした量で違います(図)。被ばくした放射線量が、例えば 100mSv(ミリシーベルト)以下では、ただちに健康に影響を及ぼすことはありません。また、被ばくした放射線量が高いほど数年後から数十年後にがんになる危険性が高まると考えられますが、その危険性は、例えば100mSv(ミリシーベルト)の放射線量で0.5%程度です。これは喫煙や食事などの生活習慣を原因とするがんの危険性よりも数十分の一程度の低い値で、過度に心配する必要はありません。

(4) 安定ヨウ素剤の服用について

放射性ヨウ素を体の中に取り込んでしまった場合(内部被ばく)には、避難所等で配布される安定ヨウ素剤を指示通りに服用することが重要です。

これは体の中にはいると甲状腺に集積するので放射性ヨウ素が入る前や直後に安定ヨウ素剤を服用し、放射性ヨウ素の取り込みを阻害したり、希釈して甲状腺への影響を低減させようとするものです。

しかし、ヨウ素剤の服用によってはアレルギーなどの副作用をおこす場合もあります。また、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素が体の中に入った場合のみに有効で、外部被ばくや他の放射性核種には効果がありません。

従って、服用の必要があるかないかは、環境中への放射性ヨウ素の放出量から受ける被ばく量を推定 し、医学的観点から決定すべきものです。

(5). 報道で伝えられる数値の意味を教えて下さい。

100.000cpm (双葉避難所で避難住民の靴から測定された値)

報道で伝えられている 100,000cpm について、一般的に放射線測定に使われている GM サーベイメー

タで測定したと想定した場合、表面汚染レベルは、400Bq/cm²となります。ただし、測定する機器が異なった場合には、有感面積・機器効率が違うため、計算結果は同じにはなりません。

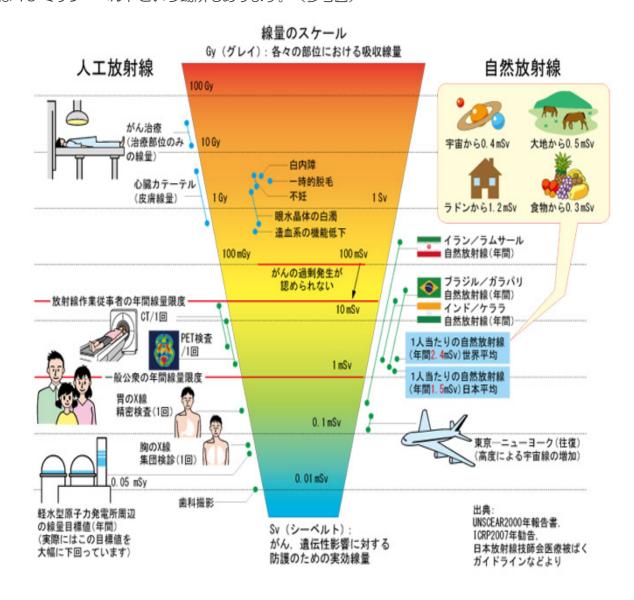
核種をヨウ素-131と想定し皮膚に付着した場合には、皮膚の吸収線量率の試算は次のとおりです。

皮膚表面汚染密度 $1 \, \text{Bq/cm}^2$ あたりの皮膚吸収線量率 $(n \, \text{Gy/h})$ は、 $3 \, \text{ウ素} - 131$ の皮膚の深さ $70 \, \mu \, \text{m}$ のとき、係数は $1319 \, (n \, \text{Gy/h})$ / $(Bq \, \text{cm}^2)$ となり、皮膚(深さ $70 \, \mu \, \text{m}$)の吸収線量率は $0.53 \, \text{(mGy/h)}$ となります。

皮膚の除染を行うことにより、吸収線量率はさらに小さくなります。

1015 マイクロシーベルト/毎時(3月12日午後 福島原子力発電所正門付近で測定された空間線量率の値)です。1時間この場所に居つづけると、1015マイクロシーベルト(1.015ミリシーベルト)の被ばくとなります。

原子力発電所に関して定められた一般の方の一年間の線量限度は 1 ミリシーベルト/年です。しかしこの限度量を超えたからといって、健康影響があらわれるというものではありません。一般に生活しているだけで、自然界から被ばくしている線量は、1 年間で 2.4 ミリシーベルトです。世界の高線量地域では 10 ミリシーベルトという場所もあります。(参考図)



(6) 福島県に住んでいます。福島県を通りました。影響はありませんか?

放射性物質が放出されたことが報告されていますが、すでに国や県が万が一に備えて、必要な住民の方には屋内退避や避難を実施しています。これは、放射性物質からの被ばくや放射性物質が体表面や体内に入らないようにするためです。 どのようなルートで福島県を通過されたかによりますが、 $1015 \,\mu\,\mathrm{Sv/h}$ が測定された 3 月 12 日に正門近くで 1 時間立ちつづけたとしても 1 ミリシーベルトですから、健康影響を心配する必要はありません。

何をしたらよいでしょうか?

避難や退避勧告の対象となった地域の住民以外の方や、旅行などで短期的に福島県を訪れた方は、基本的には何もする必要はありません。

4.東京電力福島原子力発電所事故に係る食品安全委員会からのお知らせ

内閣府 食品安全委員会 (リスク評価機関)

厚生労働省 (リスク管理機関)

厚生労働大臣がリスク評価を 諮問(3月20日)

食品衛生法に基づく食品の暫定規制値(※)を設定し、 流通規制(3月17日~)

- ・原子力安全委員会の防災指針の指標を準用
- 緊急を要するため、食安委のリスク評価を受けずに設定

食品由来の放射線の量と健康 影響の関係を緊急とりまとめ (3月29日)

食品安全委員会委員長から 緊急とりまとめを通知 (3月29日)

食品安全委員会、原子力安全委員会等 の検討を踏まえ、暫定規制値(※)を維持 することとした(4月4日)



放射性セシウム(セシウム134, 137) 5mSv/年はかなり安全側に立ったもの



甲状腺等価線量として50mSv/年(実効線量としては 2mSv/年に相当)は相当な安全性を見込んだもの



今後、諮問を受けた内容範囲を 継続してリスク評価



今後、必要な管理措置について検討する

(※)暫定規制値(3月17日~)

放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種: ¹³¹ I)	飲料水 牛乳•乳製品(注)	300Bq/kg						
	野菜類(根菜、芋類を除く。)、 魚介類(4月5日以降)	2000Bq/kg						
放射性セシウム	飲料水、牛乳・乳製品	200Bq/kg						
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	500Bq/kg						
ウラン	乳幼児用食品、飲料水、牛乳・乳製品	20Bq/kg						
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	100Bq/kg						
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	乳幼児用食品、飲料水、牛乳・乳製品	1Bq/kg						
(²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm放射能濃度の合計)	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	10Bq/kg						

(注)100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

ベクレル(Bq)とシーベルト(Sv)

ベクレル(Bq): 放射能の強さを表す単位

【放射能とは、放射線(X線、β 線など)を出す能力のこと】

【1ベクレルは1秒間に1個の原子核が 崩壊して放射線を出す放射能の強さのこと】

シーベルト(Sv): 放射線を浴びた時の 人体への影響度を示す単位

> 〇〇ベクレルの放射性物質による 人体への影響(シーベルト)の算出方法

ミリシーベルト ベクレル mSv = Bg × 実効線量係数

核種(例えばヨウ素131)ごと、摂取経路(例えば経口、吸入など)ごとに 国際放射線防護委員会(ICRP)等で示された係数

(例)放射性3ウ素131が1kgあたり300Bq(飲料水、乳製品等の暫定規制値(成人)) 検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響

 $300(Bq) \times \frac{1.6 \times 10^{-5}}{1.6 \times 10^{-5}} = 0.0048 (mSv)$

(実効線量係数)

放射線の単位

●シーベルト (Sv)

人体が放射線を受けた時、その影響の度合いを測る物差しとして使われる単位。

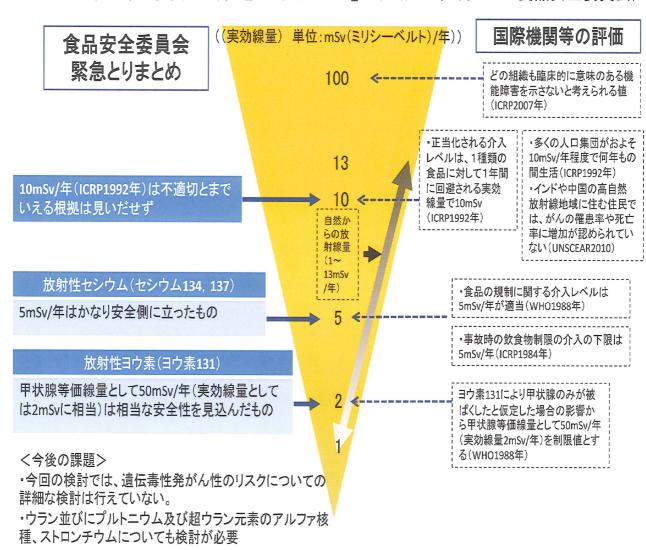
●ベクレル (Ba)

放射能を表す単位。1 ベクレル(Ba)は、1 秒間に1 個の放射性核種が崩壊することである。

●グレイ (Gy)

放射線が当たった物質が吸収した放射線のエネルギーで表される放射線量。1Gy は物質 1kg 当たりに 1 ジュール(J)のエネルギーが吸収されることを意味する。

「放射性物質に関する緊急とりまとめ」(平成23年3月29日 食品安全委員会)



********** 全農薬ひろば ***********

シャガ(著莪(アイリス・ジャポニカ)

一般名:シャガ(著莪) 学名: Iris japonica(アイリスジャポニカ) アイリスとはギリシャ語で虹のことを

言います。学名を直訳すると「日本の虹」です。

別名: コチョウカ(胡蝶花) 科属名: アヤメ科アヤメ属

原産地:中国 分布:本州・四国・九州の日本、中国

環境:半日蔭の林床に育つ

草丈:30~70cm 花径:5cm 花色:白・薄青 開花期:4~5 月**シャガ(著莪)** は、春に日陰で、白または薄青色の花を咲かせる草丈の低いアヤメ科アヤメ属の常緑多年草です。他のアヤメ科の植物に比べて、花が小振りで、花色は白と薄青の2色しかなく、花は、各3枚ずつの外花被(萼)と内花被(花冠)、雄蕊から成ります。外花被(萼)には青紫と黄橙色の斑が見られ、縁にフリルがありギザギザ(鋸歯有り)しています。内花被(花冠)は白く先端で2つに分かれています。雄蕊は雌蕊の柱頭に接しています。葉には光沢があり冬でも葉が残り、アヤ

メ科特有の硬く細長い葉形をしています。 3 倍体のため果実はできず、繁殖は根茎が伸張して群生して行います。 皇居東御苑ではかなり広範囲に繁殖しており、今、まさに満開状態です。



写真はいずれも皇居東御苑で4月17日写したものです。(m)

◎花言葉:決心